

議案第 10 号

市川市職員退職年金等に関する条例等の一部改正について

市川市職員退職年金等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 20 年 9 月 5 日提出

市川市長 千葉 光 行

市川市条例第 号

市川市職員退職年金等に関する条例等の一部を改正する条例

(市川市職員退職年金等に関する条例の一部改正)

第 1 条 市川市職員退職年金等に関する条例(昭和 24 年条例第 27 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項中「又は」を「、又は」に改め、同項ただし書中「但し、国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律」を「ただし、株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律」に、「この」を「、この」に改める。

(市川市住工混在地域工場移転資金利子補給条例の一部改正)

第 2 条 市川市住工混在地域工場移転資金利子補給条例(昭和 53 年条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改め、同条第 3 号を削り、同条第 4 号中「商工組合中央金庫」を「株式会社商工組合中央金庫」に改め、同号を同条第 3 号とし、同条中第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とする。

(市川市農漁業経営安定化資金利子補給条例の一部改正)

第3条 市川市農漁業経営安定化資金利子補給条例(平成20年条例第15号)
の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「農林漁業金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に
改める。

(市川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第4条 市川市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年条例第15号)の一
部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融
公庫」に改める。

附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

理 由

行政改革の推進を図るため株式会社日本政策金融公庫法等により政策金融機関が統合されたこと等に伴い、関係条例中の条文の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。